



人の世に熱あれ 人間に光りあれ!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

# 人権相談員便り [ 結び ]

あなたの人権は保障されていますか？ 一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

## 自立した生活を再建し、安心して働けるために どんな就労支援ができるか？

### 求職者支援制度を 利用してみると……



#### ◆自分を守るために知っておきたい制度

この間、老親からの相談で、中年世代の就労支援に関わってきました。子ども本人（Aさん）にどういう仕事が自分に向いているのか、どんな仕事をやってみたいのかなど、Aさん自身が積極的主体的に動いてもらえるように、行動をともにしてきました。

一つ分かったことは、Aさんは「ハローワーク」、「雇用保険」などについてまったく知りませんでした。だから、仕事探しもどこに相談すればいいのか分からなかったのでしょう。

通常、「仕事を探したい」「働きたい」となると、ハローワークということになります。でも、「ハローワーク」というのがどういうところかを知らなければ、なかなか仕事を探すことができません。実際にハローワークに足を運んで、説明を受けることでやっと仕組みを知ることができます。

実は社会との接点がないと、社会のさまざまなしくみが直接自分の生活に大なり小なり関わっていることを知る機会がないわけです。たしかに、知らなくても生活はできますが、場合によっては、大変な不利益を被ることになるのです。

たとえば、十年以上も働いていたにもかかわらず、雇用主から雇用保険に入るようにいわれなかったし、本人も制度のことを知らないからそのまま。いざ、退職したとき、失業給付がびた一文出ませんでした。労働者は自分の身を守るためには、必要な法制度を知っておかなくてはなりません。

#### ◆職業能力開発センターを訪問

ハローワークから紹介されて、Aさんと都立職業能力開発センター（職業訓練）を訪問しました。

都内に、分校など含めて12カ所あります。普通課程の科目（訓練期間1、2年、授業料等有料）と短期課程の科目（訓練期間1年、6カ月、4カ月、3カ月、2カ月、授業料等無料）、そして障害者の科目（訓練期間1年、6カ月、3カ月、授業料等無料）があります。

Aさんが関心を示した科目（短期課程）は、とても人気があって、応募の倍率も2.3と高く、人気のあるコースです。就職率も百パーセント近いそうです。担当者の説明によると、実際に技術経験者が訓練生の技術サポートに入ってくれたりするそうです。

選考は面接と学科試験で行います。学科試験は、長期課程では学力試験（「高等学校卒業程度」という）、短期課程では筆記試験（「義務教育修了程度」という）となっています。短期課程では年に数回入校日がありますから、何度か受け直すことも可能です。どちらにしても本人の努力次第です。

授業風景も見学できましたが、科目に必要な器具・機械が広い教室内で見事に整理整頓されていて、訓練生が作ったと思われる部品等が並べられていました。まさに企業のなかにある職場を再現した部屋（工場）で技術などを身につけていけるということがわかります。

対象年齢で見ると、長期課程が「おおむね30歳以下」「一般向け」で、短期課程が「25歳未満」「一般向け（おおむね50歳以上）」「高齢者向け」となっています。

### ◆職業訓練受講給付金とは

Aさんのように職業能力開発センターの公共職業訓練を希望する人で、雇用保険を受給できない方が「ハローワークの支援指示により職業訓練を受講し、一定の要件を満たす場合に」、求職者支援制度による『職業訓練受講給付金』が支給されます。支給額は「職業訓練受講手当」月額10万円と「通所手当」となります。ただし、支給要件があって以下のすべてを満たす方が対象となります。  
＜支給要件＞

雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない方であって、

- ①本人収入が月8万円以下、②世帯全体の収入が月25万円以下、③世帯全体の金融資産が300万円以下、④現在住んでいるところ以外に土地・建物を証有していない、⑤すべての訓練実施日に出席している(やむを得ない理由がある場合でも、支給申請の対象となる各訓練期間の8割以上出席している)、⑥訓練期間中から訓練終了後、定期的にはハローワークに来所し職業相談を受ける方、⑦同世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を

受けている人がいない、⑧過去にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過している、⑨過去3年以内に、偽りその他不正な行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない、以上。

なお、訓練の申し込みや職業訓練受講給付金の手続きは、原則として住所地を管轄するハローワークで行われます。

訓練実施機関による選考結果は、各実施機関から合否通知が自宅宛に届きます。合格通知が届いたら、訓練開始日の前日までにハローワークに行き、「就職支援計画」の交付を受けます(これを「支援指示」という)。この「支援指示」を受けなければ訓練を受講することができません。また、職業訓練受講給付金を受給することもできません。注意が必要です。

今回は、求職者支援制度を利用した就労活動について、実際の現場も見学しながらの報告です。

都立職業能力開発センターの事業はとてとてもニーズが高く、若者から高齢者まで多くの方々が新規就業、転職、再就職に向けて奮闘していることを知りました。

#### 知っていますか？

#### 貸付などの相談をしたいときは……

##### □目的に合った資金を借りたいときは？

###### ◎生活福祉資金貸付制度

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、無利子または低利子で資金の貸付を行います。※貸付には審査があります。

詳しくは、お近くの社会福祉協議会へ

##### □就職活動中の生活費を借りたいときは？

就職活動中の生活費や、一時的に必要な費用を借りたい。

###### ◎総合支援資金（生活支援費）

失業や減収で生計の維持が困難となった世帯に対し、再就職までの間の生活資金を貸し付けます。1か月当たり、単身15万円、複数世帯20万円以内の必要額（原則3か月）

###### ◎総合支援資金（一時生活再建費）

生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用を貸し付けます。

限度額：60万円

※生活支援費又は住居確保給付金申請者のみ対象。

※債務の借り換えは対象外。

※各貸付とも審査があります。

詳しくは、お近くの社会福祉協議会へ

(東京都福祉保健局ホームページより抜粋)